様式第七号（第三十五条の五、第三十五条の八関係）（第１面）

　認　　定

実施計画 申請書

　変更認定

実施計画変更届出書

　　　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

　　　　　　　　申請者　事業主の氏名又は名称

　　　　　　　　　　　　（法人の場合）代表者の氏名　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　電話番号

１　職業能力開発促進法第２６条の３第１項の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

２　職業能力開発促進法第２６条の４第１項の変更認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

３　職業能力開発促進法施行規則第３５条の８第３項の軽微な変更について、下記のとおり届出をします。

記

第１　実習併用職業訓練の概要

　（１）実習併用職業訓練の概要

　　　①実習併用職業訓練の期間

　　　　　　　　年　　月　　日　～　　　　　年　　月　　日

　　　②実習併用職業訓練を行う上で必要となる実習及び講習を実施する期間

　　　　　　　　年　　月　　日　～　　　　　年　　月　　日

　　　③実習併用職業訓練並びにこれを行う上で必要となる実習及び講習の総時間数

　（２）実習等の概要

　　　①実習等を実施する事業所の名称

 ②実習等を実施する事業所の所在地

　　　③実習等を実施する事業所の電話番号

様式第七号（第三十五条の五、第三十五条の八関係）（第２面）

　　　④実習等の時間数

ア）業務の遂行の課程内において行われる職業訓練の時間数：

イ）ア）を行う上で必要となる実習の時間数：

　（３）座学等の概要

　　　①座学等を実施する教育訓練機関等の名称

 ②座学等を実施する教育訓練機関等の所在地

　　　③座学等を実施する教育訓練機関等の電話番号

　　　④座学等の時間数

 　　ア）職業能力開発促進法第十条の二第二項各号に掲げる職業訓練又は教育訓練の時間数：

　　　　　イ）ア）を行う上で必要となる実習及び講習の時間数：

第２　実習併用職業訓練の対象者（第３面に記載すること。）

第３　職業能力の評価の方法

第４　訓練を担当する者

　（１）訓練を担当する者の氏名

　（２）連絡先電話番号

第５　備考

（注１）次の①から③までの書類を添付すること。

　①　策定した実習併用職業訓練実施計画

　②　実習併用職業訓練に係る教育訓練の教育課程又は職業訓練の訓練課程の内容が確認できる書類

　③　「第３　職業能力の評価の方法」の内容が確認できる書類

（注２）申請又は届出は、実習併用職業訓練の期間の始期の三十日前までにすること。

様式第七号（第三十五条の五、第三十五条の八関係）（第３面）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 実習併用職業訓練の対象者の氏名 | 対象者の生年月日 | 実習併用職業訓練の期間の始期における対象者の年齢 | 対象者が新卒か否か | 実習併用職業訓練の期間の始期において、対象者を期間の定めのない労働契約を締結する通常の労働者として雇い入れるか否か |
|  | 年　　月　　日生 | 歳 | □　新　　卒□　新卒以外 | □　通常の労働者□　上記以外 |
|  | 年　　月　　日生 | 歳 | □　新　　卒□　新卒以外 | □　通常の労働者□　上記以外 |
|  | 年　　月　　日生 | 歳 | □　新　　卒□　新卒以外 | □　通常の労働者□　上記以外 |
|  | 年　　月　　日生 | 歳 | □　新　　卒□　新卒以外 | □　通常の労働者□　上記以外 |
|  | 年　　月　　日生 | 歳 | □　新　　卒□　新卒以外 | □　通常の労働者□　上記以外 |
|  | 年　　月　　日生 | 歳 | □　新　　卒□　新卒以外 | □　通常の労働者□　上記以外 |
|  | 年　　月　　日生 | 歳 | □　新　　卒□　新卒以外 | □　通常の労働者□　上記以外 |
|  | 年　　月　　日生 | 歳 | □　新　　卒□　新卒以外 | □　通常の労働者□　上記以外 |
|  | 年　　月　　日生 | 歳 | □　新　　卒□　新卒以外 | □　通常の労働者□　上記以外 |
|  | 年　　月　　日生 | 歳 | □　新　　卒□　新卒以外 | □　通常の労働者□　上記以外 |

（注）この表における用語については、次に定めるところによる。

「新卒」とは、対象者が実習併用職業訓練を受けることが決定した日において、当該対象者が、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第百二十四条に規定する専修学校及び同法第百三十四条第一項に規定する各種学校並びに国、地方公共団体及び独立行政法人の設置する大学校（以下「学校等」という。）に在籍していた者及び学校等を卒業・修了した後、訓練開始日において三ヶ月を経過していない者をいう。

様式第七号（第三十五条の五、第三十五条の八関係）（第４面）

（記載要領）

１．実施計画の認定を申請しようとする場合、表題中の「変更認定」及び「実施計画変更届出書」の文字並びに２及び３の全文を抹消すること。

２．実施計画の変更の認定を申請しようとする場合、表題中の「認定」及び「実施計画変更届出書」の文字並びに１及び３の全文を抹消すること。

３．実施計画の軽微な変更を届け出ようとする場合、表題中の「実施計画認定申請書」及び「実施計画変更認定申請書」の文字並びに１及び２の全文を抹消すること。

４．実施計画認定申請書の各欄の記載方法

（１）「年月日」欄は、厚生労働大臣に実施計画認定申請書(以下「申請書」という。)を提出する年月日を記載すること。

（２）「事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所及び電話番号」欄は、申請を行う事業主の氏名（法人の場合にあってはその名称及び代表者の氏名）、住所（法人の場合にあっては主たる事務所の所在地）及び電話番号（法人の場合にあっては主たる事務所の電話番号）を記載すること。氏名又は名称については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載すること。

（３）「第１（１）①実習併用職業訓練の期間」欄は、認定を受けようとする実習併用職業訓練の開始日及び末日を記載すること。

（４）「第１（１）②実習併用職業訓練を行う上で必要となる実習及び講習を実施する期間」欄は、実習併用職業訓練を行う上で必要となる実習及び講習を行う場合、その開始日及び末日（実習併用職業訓練の期間は含まない。）を記載すること。

（５）「第１（１）③実習併用職業訓練並びにこれを行う上で必要となる実習及び講習の総時間数」欄は、実習併用職業訓練並びに実習併用職業訓練の開始前にこれと密接不可分に実施される実習及び講習の総時間数を記載すること。

（６）「第１（２）④実習等の時間数」欄は、業務の遂行の過程内において行われる職業訓練の時間数と、実習等を実施する事業所において実習併用職業訓練の開始前にこれと密接不可分に実施される実習の時間数をそれぞれ記載すること。

（７）「第１（３）④座学等の時間数」欄は、法第十条の二第二項各号に掲げる職業訓練又は教育訓練の時間数と、座学等を実施する教育訓練機関等において実習併用職業訓練の開始前にこれと密接不可分に実施される実習及び講習の時間数をそれぞれ記載すること。

（８）「第３　職業能力の評価の方法」欄は、技能検定、社内検定等の労働者の有する職業能力の程度を評価するものを記載すること。

５．実施計画変更認定申請書及び実施計画変更届出書の記載方法

（１）変更に係る欄のみを記載すること。

（２）各欄には、変更後の内容を記載すること。変更前の内容については、別紙（様式任意）に記載して添付すること。

（３）変更が必要な理由は、変更事項ごとに「第５　備考」欄に記載すること。